

令和8年10月1日

公 告

陸上自衛隊
千僧駐屯地業務隊長
(公印省略)

陸上自衛隊千僧駐屯地における展示即売店の 設置及び経営業者の募集について

陸上自衛隊千僧駐屯地（兵庫県伊丹市広畑1－1）において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
ただし、令和8年度、千僧駐屯地において展示即売店を設置し、経営している者については、本説明会への参加を免除する。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置場所の所在地及び名称

兵庫県伊丹市広畑 1 - 1

陸上自衛隊千僧駐屯地（厚生センター及びその周辺）

3 設置期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

4 設置方法

国有財産法（昭和 2 3 年 6 月 3 0 日号外法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可による。

5 募集業種

- (1) 物品販売（日用品・雑貨・食料品・スポーツ用品等）、その他展示即売店に相応しい業種
- (2) キッチンカーによる食料品の販売

6 募集区画

厚生センター屋内 2 区画及び屋外 1 区画

7 募集要領の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から同年 1 0 月 1 4 日（水）まで

(2) 配布要領

ア 直接受領

第 1 0 項に記載の問い合わせ先にお越しください。

（ただし、土・日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 4 時まで）

イ 返信用封筒による返送

返送先の住所及び氏名を記載し、返信用切手 2 7 0 円を貼付した返信用封筒（角形 2 号）をお送りください。1 0 月 7 日（水）到着分まで返送します。

8 説明会

(1) 日時及び場所

ア 日 時

令和 7 年 1 0 月 2 3 日（金） 午後 1 時から

イ 場 所

陸上自衛隊千僧駐屯地 厚生センター B 教場

(2) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（認印）

(3) 注意事項

ア 応募を予定する業者の方は、必ず本説明会に参加してください。

本説明会に参加されない業者の方は、応募できません。

ただし、令和8年度、千僧駐屯地において展示即売店を設置し、経営している業者については、本説明会への参加を免除します。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、10月19日（月）午後5時までに説明会参加申込書（募集要領別紙様式第1）により、下記問い合わせ先までお申し込みください。（FAX可）

9 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

10 問い合わせ先

千僧駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当 山崎）

所在地 兵庫県伊丹市広畑1-1

電話 072-781-0021（代） 内線3853

eメール kokuyuzaisan-senzou@inet.gsdf.mod.go.jp

FAX 072-779-6700

なお、FAXは他部署に設置されているため、利用される場合は事前に厚生科までご一報ください。

また、FAXを利用された場合は、必ず受信確認を実施してください。